

近弁連シンポジウム

阪神・淡路大震災10年後の検証

～日本の住宅の安全性は確保されたか～

住宅は、雨露をしのぎ地震や台風などの災害から住む人の命や身体を守るための器です。

しかし、耐震性能や防火性能など安全性に関する最低限の機能が確保されていない住宅は、地震が起きたとき、そこに住む人を押しつぶし、陰路を塞ぐ「凶器」と化してしまうのです。

6400人の死者を出した阪神・淡路大震災は、未曾有の「天災」と言われていますが、その犠牲者の多くが、実は、既存不適格住宅や欠陥住宅という「凶器」による「人災」の被害者だったとしたら…。

あれから10年を経た今年、日弁連では、11月10日、鳥取市において「日本の住宅の安全性は確保されたか」と題するシンポジウムを予定しています。

そして、近弁連では、これに先立つプレシンポジウムを、神戸の地において開催します。

神戸大学による震災犠牲者の遺族の方々に対するアンケートや聞き取り調査を通して、被災者の声に改めて耳を傾け、「住宅の安全性を確保すること」の重要性を再確認します。

パネルディスカッションでは、阪神・淡路大震災の木造被害を教訓として高耐震住宅問題を研究されておられる学者の方、建築行政に携わる神戸市の担当者の方、耐震改修のあり方を模索しておられる建築士の方などをお招きして、この10年間において「住宅の安全性を確保する」ためにどのような取組がなされてきたか、なされてこなかったかを総括します。

地震大国日本では、いつ、どこで、どんな地震が起きても不思議ではありません。

そのとき、住宅を「凶器」にしないために、今できること、すべきことは何か、ご一緒に考えてみませんか。

参加ご希望の方は、下記申込書に氏名・所属等をご記入の上、下記宛FAXください。

※当日参加も受け付けますが、座席や資料が不足する場合は、ご容赦願います。 ※ご記入いただいた個人情報は、本シンポジウムの参加者確認の目的以外には使用いたしません。

参加申込書

上記シンポジウムに参加します。

【所属等】※A～Cに○を付け、()内にご記入下さい。

A. 弁護士 () 弁護士会

B. 建築士 C. その他 ()

(フリガナ)
【氏名】

近弁連消費者保護委員会事務局：FAX 06-6364-7477